

劇場等に関する技術基準

第1 適用の範囲

この基準は、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場の用途に供する建築物に適用する。

第2 用語の定義

この基準において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 劇場等 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場をいう。
- 2 劇場等の用途に供する部分 1の建築物の中に劇場等が2以上設置される場合又は他の用途と複合して設置される場合に、客席部及び客用廊下、舞台、楽屋等を含む一団の部分をいう。
- 3 出入口 日常的に使用する出入口及び非常時に使用できる出入口をいう。

第3 客席部の定員

客席部の定員は、客席部の形態に応じて、次に定めるところにより算定した数値（小数点以下の端数は、切り捨てる。）とする。

- 1 個人別に区画されたいす席については、その客席数
- 2 客席が連続した長いす席については、客席幅（単位は、センチメートルとする。）を40で除した数値
- 3 配列形態が特定できないいす席については、客席部の面積（単位は、平方メートルとする。）を0.45で除した数値
- 4 ます席等における座り席については、それぞれの区画ごとの面積（単位は、平方メートルとする。）を0.3で除した数値
- 5 立見席については、それぞれの区画ごとの面積（単位は、平方メートルとする。）を0.2で除した数値

第4 客席の構造

1 いすの前後間隔

客席がいす席の場合のいすの前後間隔（前席いすの最後部と後席いすの最前部の間で通行に使用できる部分の間隔をいう。以下同じ。）は、水平投影距離で35センチメートル以上としなければならない。

2 段床の手すり

段床に客席を設ける場合で前段との高低差50センチメートル以上であるときは、当該客席の前面に高さ75センチメートル以上の手すりを設けなければならない。ただし、当該客席の前面に広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がない場合は、この限りでない。

第5 客席部の通路

1 屋内の客席部の通路等

(1) 通路の配置

ア 客席がいす席の場合は、次に定めるところにより通路を配置すること。

(ア) 客席横列の基準席数(8 席にいすの前後間隔が 35 センチメートルを超える 1 センチメートルごとに 1 席を加えた席数) 以内ごとにその両側に縦通路を設けること。ただし、次に掲げる場合は、片側のみとすることができる。

a 横列が 4 席以内であるとき。

b 横列が 4 席を超える場合で 4 席にいすの前後間隔が 35 センチメートルを超える 2 センチメートルごとに 1 席を加えた席数以内としたとき。

(イ) 両側に客席を有する縦通路は、その最前部と最後部とを横通路又は客席部の出入口に連結し、かつ、客席縦列 20 席以内ごとに横通路に連結すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

a 客席の出入口又は横通路までの縦通路で、その長さが 10 メートル以下のとき。

b 客席部の両側に縦通路を設け、かつ、次の表の左欄に掲げる横列客席数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める縦列客席数ごとにそれぞれの縦通路に出入口を 1 以上設けるととき。

横 列 客 席 数	縦 列 客 席 数
8 席以下	15 席
9 席以上 12 席以下	10 席
13 席以上 20 席以下	6 席
21 席以上 31 席以下	4 席
32 席以上	3 席

イ 客席がます席の場合は、縦通路又は横通路を客席に面するよう配置すること。

ウ 横通路は、その両端が客席部の出入口に直通すること。ただし、その長さが 10 メートル以下の場合又は安全上支障がない場合は、この限りでない。

エ 客席部に出入口を 2 以上設ける場合は、各客席から各出入口に至る通常の歩行経路のすべてに共通する重複区間の長さを、5 メートル以下とすること。

(2) 通路の幅員

ア 両側にいす席がある縦通路の幅員は、80 センチメートル(片側にいす席がある場合は、60 センチメートル)以上とし、かつ、当該縦通路において想定される通過人数 1 人につき 0.6 センチメートル以上とすること。

イ 横通路の幅員は、1 メートル以上とし、かつ、当該横通路において想定される通過人数 1 人につき 0.6 センチメートル以上とすること。

ウ いすの前後間隔並びに縦通路及び横通路の幅員は、原則として、避難方向に向かって狭くしないこと。

エ 各ます席に面する通路の幅員は、40 センチメートル以上とし、かつ、当該通路において想定される通過人数 1 人につき 0.6 センチメートル以上とすること。

2 屋外の客席部の通路等

- (1) 縦通路又は横通路を設けること。
- (2) いすの前後間隔並びに縦通路及び横通路は、原則として、避難方向に向かって狭くしないこと。

3 傾斜路等の制限

- (1) 通路を傾斜路とする場合は、勾配を10分の1(手すり等を設ける場合は、8分の1)以下とすること。
- (2) 縦通路
 - ア 階段状とする場合は、けあげを18センチメートル以下とし、踏面を26センチメートル以上とすること。
 - イ 通路の高低差が3メートルを超える場合は、高低差3メートル以内ごとに横通路又は廊下若しくは階段に通ずること。ただし、階段の勾配が5分の1以下の場合は、この限りでない。
- (3) 横通路には、段差を設けないこと。

第6 客席部の出入口

1 出入口の数

客席部からの直接出ることができる出入口の数は、次の表に掲げる数以上としなければならない。

客席部(バルコニー席、ボックス席等にあつては、その区画された部分)の定員	出入口の数
30人未満	1
30人以上300人未満	2
300人以上600人未満	3
600人以上1,000人未満	4
1,000人以上	5

2 出入口の配置

出入口は、客席部内から容易に認識できる位置に配置し、かつ、出入口が2以上要求される場合は、複数の出入口が火災による煙、熱等により同時に使用できなくなることがないように互いに十分に離して設置しなければならない。

3 出入口の幅等

- (1) 出入口の幅は、1メートル以上とし、かつ、当該出入口において想定される通過人数1人につき0.8センチメートル以上とすること。
- (2) 必要な出入口の幅の合計の2分の1以上は、日常的に使用する出入口で確保すること。
- (3) 出入口の戸は、外開きとし、避難上の障害とならないものとする。

第7 客用の廊下

1 行き止まり廊下の制限

廊下は、行き止まりとなる部分の長さを10メートル以下としなければならない。

2 廊下の幅

- (1) 廊下の幅は、1.2メートル以上とし、かつ、当該廊下において想定される通過人数1人につき0.6センチメートル以上とすること。
- (2) 廊下は、原則として、避難方向に向かって狭くならないこと。
- (3) 廊下に面する出入口の戸は、廊下に要求される幅の2分の1以上を妨げないこと。

3 傾斜路等の制限

- (1) 廊下を傾斜路とする場合は、勾配を1/20(有効なすべり止めを設ける場合は、1/10)以下とすること。
- (2) 廊下を階段状とする場合は、けあげを18センチメートル以下とし、踏面を26センチメートル以上とすること。

第8 劇場等及び劇場等の用途に供する部分の出入口

1 出入口の数

劇場等又は劇場等の用途に供する部分の出入口の数は、2以上としなければならない。

2 出入口の配置

劇場等又は劇場等の用途に供する部分の出入口は、互いに十分に離し、かつ、客席部の出入口から円滑に避難できる位置に配置しなければならない。

3 出入口の幅等

- (1) 劇場等又は劇場等の用途に供する部分の出入口の幅は、1メートル以上とし、かつ、当該出入口において想定される通過人数1人につき0.8センチメートル以上とすること。
- (2) 必要な出入口の幅の合計の2分の1以上は、日常的に使用する出入口又はその付近に配置すること。
- (3) 出入口の戸は、外開きとし、避難上の障害とならないものとする。

第9 客用の階段

1 階段の配置

階段は、客席部からの円滑な避難が確保されるように、客席部の出入口又は客用の廊下等から直接認識できる位置に設置しなければならない。ただし、廊下等の認識しやすい位置に階段の位置を明示する誘導灯が設置されている場合は、この限りでない。

2 階段の幅

- (1) 客席部の外にあって観客が避難するときに通過する階段の幅は、当該階段に流入する人数1人につき1センチメートル以上とすること。
- (2) 必要な階段の幅の2分の1以上は、劇場等又は劇場等の用途に供する部分の日常的に使用する出入口の付近に配置すること。

3 階段の構造等

- (1) 屋内の客席部から直接進入する階段は、特別避難階段又は屋外避難階段とすること。
- (2) 客席部が避難階より6メートルを超える下方にある場合は、避難階までの直通階段

- は、特別避難階段又は屋外避難階段とすること。
- (3) 階段の出入口の幅は、当該階段に流入する人数1人につき0.8センチメートル以上とすること。
 - (4) 出入口の戸は、避難方向に開くことができるものとすること。

4 階段の共用

- (1) 劇場等の用途に供する部分の階段は、同一の階の他の用途(他の劇場等の用途に供する部分を含む。)の階段と共用しないこと。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
 - ア 当該階段までの経路が、他の用途の部分(共用ロビー、共用廊下等を除く。)を経由しないとき。
 - イ 当該階段を利用する各用途の部分につき必要となる階段の幅の合計以上とするとき。
- (2) 2以上の劇場等の用途に供する部分が積層し、かつ、同一の階段を共用する場合の階段の幅は、各階において当該階段に流入する人数の合計1人につき1センチメートル以上とすること。ただし、階段を特別避難階段とする場合又は各階において当該階段に流入する人数の合計1人につき0.05平方メートル以上の面積を有する前室若しくはバルコニーを設けた屋外避難階段とする場合は、当該階段に流入する人数が最大の階における流入人数1人につき1センチメートル以上とすることができる。

第10 避難階における避難経路

- 1 階段出口の幅等
 - (1) 各階段の避難階における出口の幅は、当該階段の幅の10分の8以上とすること。
 - (2) 出口の戸は、避難方向に開くことができるものとすること。
- 2 階段の出口から建物の外までの経路
 - (1) 劇場等の用途に供する部分のための階段が避難階において建物内部に面している場合は、階段の出口から建物の外までの経路は、他の用途の部分(共用ロビー、共用廊下等を除く。)を経由しないこと。
 - (2) (1)の経路の幅は、避難階において建物内部に面している階段の出口の幅の合計以上とすること。